

## 大学リーグやまぐち規約の一部改正（案）について（概要）

### 1 改正の趣旨

県内高等教育機関、国、地方公共団体、産業界等の関係機関が一体となって、地域課題の解決に向けた事業を実施することにより、若者の定着促進並びに高等教育機関の地域貢献力及び教育・研究水準の一層の向上を図ることを目的として、大学リーグやまぐち規約を一部改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 構成機関の拡充

これまでの正会員18機関（12大学、5短期大学、県）、準会員3（徳山高専、県市長会、県町村会）の計21機関の体制から、正会員と準会員の区分を廃止し、会員36機関（12大学、5短期大学、3高等専門学校、5経済団体、3支援機関、3私学団体、5行政機関等）に拡充する。

#### (2) 組織の変更

- ・「代表者会議」を「全体会議」に改め、「運営委員会」を廃止する。
- ・事業運営のため、事業を実行する組織である「部会」を設置する。

#### (3) その他

- ・事業に「高等教育機関と産業界等が連携した若者定着促進に関する事業」を追加するとともに、「高等教育機関の教職員の資質の向上に関する事業」を「高等教育機関の教育及び研究の連携に関する事業」に改める。
- ・本会与会長との利益が相反する事項について、副会長が本会を代表する規定を追加する。

### 3 施行期日

令和2年8月18日